議案「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を次の とおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

出者				
金沢市議会議員	野	本	正	人
IJ	森			敏
IJ	稲	端	明	浩
IJ	荒	木	博	文
IJ	中	Ш	俊	_
ル 小間井		引井	大	祐
IJ	前		誠	_
IJ	広	田	美	代
IJ	熊	野	盛	夫
IJ	下	沢	広	伸
IJ	粟	森		慨
IJ	久	保	洋	子
	金沢市議会議員	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	本端木川井田野沢森本端木川井田野沢森	正一明博俊大誠美盛広本 端木川井 田野沢森 間

.....

議会議案第24号

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し又は電磁的記録を添付して、議長に提出しなければならない。

第10条第2項中「添付書類」の次に「又は電磁的記録」を加える。

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に交付 される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、 なお従前の例による。

提案の趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案「金沢市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を次のと おり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 者 出 金沢市議会議員 野 本 正 森 敏 端 明 IJ 稲 浩 荒 博 文 IJ 木 中 IJ Ш 俊 小間井 大 祐 IJ 前 誠 美 代 広 田 IJ 盛 野 熊 夫 沢 広 伸 下 IJ IJ 森 慨 洋

.....

議会議案第25号

金沢市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中 「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」 及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及

び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の改正規定(同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。)は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の趣旨

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、罰則規定を改正するほか、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正 に伴い、関係規定を改正する。

議案「喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第 1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提	出者				
	金沢市議会議員	稲	端	明	浩
	IJ	荒	木	博	文
	IJ	中	Ш	俊	
	IJ	小間井		大	祐
	IJ	前		誠	
	IJ	広	田	美	代
	IJ	熊	野	盛	夫
	IJ	下	沢	広	伸
	IJ	野	本	正	人
	IJ	久	保	洋	子

議会議案第26号

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和5年度6月定例月議会以降、全ての定例月議会において喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。それにもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として 誠実かつ公正に職務を遂行する」こととされているが、これは、議会における諸 活動だけでなく、私生活においても当然遵守されるべきものであり、議員に対し ては、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしなが ら、喜成清恵議員の一連の行動は、議会基本条例に規定する姿とは程遠く、在職 中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼 を大きく損ねることとなっており、公人である市議会議員の立場からすると著し く不適切なものである。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、喜成清恵 議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を 辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

議案「高等教育の無償化に向けた取組を求める意見書」を次のとおり会議規則第 13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

.....

議会議案第27号

高等教育の無償化に向けた取組を求める意見書

大学の学費の値上げが大きな社会問題となっている。日本の異常に高い学費は、学生や国民にとって最も切実な問題の一つである。しかし、私立大学では毎年のように学費の値上げが続いており、国立大学の学費も値上げを求める議論が国の審議会で公然と行われ、東京大学は年間11万円の値上げを発表した。

高い学費によって学生生活は限界に達している。私立大学の納付金は平均約148万円であり、国立大学でも約82万円に達しており、アルバイトと貸与型奨学金なしでは学生生活を維持できない。このような中で、さらなる学費の値上げを行うことは、社会と学生生活に多大な影響を及ぼすものである。

教育の成果は個人ではなく社会全体のものである。国際社会は第二次世界大戦の反省に立ち、1966年の国連総会で採択され、日本も批准している国際人権規約において、全ての人の教育を受ける権利を認めている。その中では、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること」とされている。

よって、国におかれては、高等教育の無償化に向け、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 学費の値上げを中止し、直ちに大学・短大・専門学校の授業料を国の責任で 半額にすること。
- 2 ほかの先進国にない入学金制度をなくすこと。
- 3 奨学金を給付型中心に改めること。 ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案「労働基準法の改正について慎重な対応を求める意見書」を次のとおり会議 規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 H 者 金沢市議会議員 啓一郎 黒 П 島 美 Ш 和 順 IJ 坂 本 子 谷 IJ IJ

.....

議会議案第28号

労働基準法の改正について慎重な対応を求める意見書

昨年10月、政府の「新しい時代の働き方に関する研究会」は、労働者、事業、 事業場などの労働基準法制における基本的概念についても、経済社会の変化に応 じて在り方を考えていくことが必要であるとの報告書を出した。さらに、本年 4 月23日開催の政府の労働基準関係法制研究会では、今後の研究会に向けての整理 として、労働時間法制、労働基準法の「事業」、労働基準法の「労働者」、労使 コミュニケーションの 4 つを掲げている。

これは、戦後、労働者の基本的人権を規定してきた労働基準法の基本的概念を 大きく転換するものであり、40年ぶりの大改正となる。これにより、労働の基準 や処遇の問題が、企業内の労使自治と本人同意とされ、労働者を保護するための 規制が大きく緩和され、働き方改革に逆行することにもなりかねない。

労働現場で労働法違反の事案が後を絶たない中で労働基準法の改正がなされれば、労働者の心身をさらに破壊し、生存を脅かしかねない。今なすべきことは、国の公的責任において、労働者の心身の健康と生活を守ることと適切な労働法制の立て直しである。

よって、国におかれては、拙速な労働基準法の改正を行うことなく、労働基本 権保護の立場から慎重に対応するよう強く要望する。

議案「企業・団体献金の禁止を明記するよう政治資金規正法の改正を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出者 金沢市議会議員 高 務 淳 克 利 大 西 明 IJ Щ 下 希 美 代 広 IJ 田 IJ 熊 野 夫 野 玉 尾

.....

議会議案第29号

企業・団体献金の禁止を明記するよう政治資金規正法の改正を求める意見書

本年10月27日執行の衆議院議員総選挙では、自民党の裏金問題に対し厳しい審判が下された。裏金問題は、政治資金パーティーを通じて長期間にわたり組織的かつ大規模に行われたものであり、収支報告書の不記載や虚偽記載といった政治資金規正法違反行為に該当する重大な行為である。

1994年に成立した政治改革四法は、政党助成金を交付し、企業・団体献金の廃止を目指すとしていたが、実際には政党支部への献金と政治資金パーティー券の購入という2つの抜け穴をつくり、企業・団体献金を事実上、容認してきた。特にパーティー券の購入は、その大半を企業・団体が担っており、形を変えた企業・団体献金にほかならない。

企業による政治献金は、本質的に政治を買収する賄賂であり、直ちに全面禁止とすべきである。国民一人一人が自ら支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのものであり、国民固有の権利である。しかし、選挙権を持たない企業が献金することは国民主権とは相入れず、国民の参政権を侵害する行為である。

世論調査では、企業・団体献金の禁止を法案に盛り込むべきとの意見が64%に上っている。

よって、国におかれては、企業・団体献金の禁止を明記するよう政治資金規正 法の改正を強く要望する。

議案「選択的夫婦別姓制度の議論の推進を求める意見書」を次のとおり会議規則 第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

.....

議会議案第30号

選択的夫婦別姓制度の議論の推進を求める意見書

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしているが、家族の在り方が多様化し、女性活躍が推進される現代においては、社会の考え方や価値観も変化してきている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクを増大させるなどの問題も指摘されている。

国会においては、平成8年と平成22年に改正法案までは準備されたが、いずれも国会に提出されるには至っていない。また、平成27年12月に引き続き、令和3年6月に示された最高裁判所の決定では、夫婦同姓制度を合憲としつつも、夫婦の氏についての制度の在り方は「国会で論じられ判断されるべき事項にほかならない」とし、国会における議論を促しているが、依然として国会での議論がなされていない。

議論を開始しないことには、現行制度と新制度における特徴や問題点の有無が不透明なままとなる。12月4日の参議院本会議で、石破首相は「国会において、建設的な議論が行われ、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方について、より幅広い国民の理解が形成されることが重要である」と述べており、国会及び政府の責務として制度の在り方を議論していかなければならないことは明らかである。

よって、国におかれては、世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨を踏まえつつ、選択的夫婦別姓制度の議論を推進するよう強く要望する。

議案「「103万円の壁」の引上げに際し、地方創生のさらなる推進の観点を踏ま えた安定的な財政措置を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定 により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提	出者				
	金沢市議会議員	野	本	正	人
	IJ	森		_	敏
	IJ	稲	端	明	浩
	IJ	荒	木	博	文
	IJ	中	Ш	俊	_
	IJ	小間井		大	祐
	IJ	前		誠	_
	IJ	広	田	美	代
	IJ	熊	野	盛	夫
	IJ	下	沢	広	伸
	IJ	粟	森		慨
	11	h	人 早.	洪	之

.....

議会議案第31号

「103万円の壁」の引上げに際し、地方創生のさらなる推進の観点を踏まえた 安定的な財政措置を求める意見書

政府が11月22日に閣議決定した新たな総合経済対策である「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「103万円の壁」について、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げることが明示された。「103万円の壁」の引上げは、パートタイム労働者や非正規雇用者等の就業調整を防ぎ、手取り収入が増えることで個人消費が拡大するほか、企業の人手不足の解消にもつながるなど、経済効果が期待されている。

一方、国家財政はもとより、地方自治体の基幹税である個人住民税の大幅な減少や地方交付税への影響が生じる場合には、地方自治体の行財政運営に大きな支障を来すことが懸念されるところである。現下の地方自治体は、社会保障費の一層の増加が見込まれる中で、国の各種政策に積極的に呼応しながら、人口減少対策をはじめ、地域活性化対策や防災・減災対策など、重要課題の解決に当たっている。

折しも、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」には、新たな地方創生施策である「地方創生2.0」の展開についても盛り込まれたが、地方自治体の財政基盤の充実・強化を図り、成長力を確保することで、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、真の地方創生を実現する上で不可欠なものとなっている。

よって、国におかれては、「103万円の壁」の引上げに際し、地方創生のさらなる推進の観点を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 「103万円の壁」の引上げに際し、地方自治体の意見を十分踏まえた慎重な議論を行うとともに、地方自治体の減収に際し、住民サービスの低下につながらないよう、恒久的かつ安定的な地方財政措置を講じること。
- 2 地方自治体の財政需要を的確に地方財政計画に計上し、安定的な財政運営に 必要な一般財源総額を確保するほか、地方交付税については、財源調整・財源 保障機能の強化を図るとともに、臨時財政対策債に頼らず、交付税総額を確保 すること。

議案「災害公営住宅の建設等に対するさらなる支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者 金沢市議会議員 野 本 正 森 敏 端 明 IJ 稲 浩 荒 博 文 IJ 木 II 中 Ш 俊 小間井 大 祐 IJ 前 誠 代 広 田 美 IJ 盛 野 熊 沢 広 伸 下 IJ IJ 森 洋

.....

議会議案第32号

災害公営住宅の建設等に対するさらなる支援を求める意見書

令和6年能登半島地震と奥能登豪雨の度重なる災害を受け、自力での住居の再建には困難が多く、今後多くの被災者が災害公営住宅に入居することが予想される。災害公営住宅の建設に際しては、激甚災害制度の措置の適用により、一般災害の場合と比較して建設費用等の補助率が引き上げられており、石川県もその対象とされている。

東日本大震災においては、補助率の引上げに加え、東日本大震災復興交付金により、建設費用や家賃の低廉化に対する補助率のかさ上げ、用地の取得・造成費に対しても追加の支援が行われた。しかしながら、今回の震災においては、いまだ同様の措置は講じられていないことから、早急な対応が求められる。

また、本年6月に国から、公営住宅の補助率特例区域の要件を満たさないとの理由から、適用区域から一部の市町を除外するとの告示がなされたが、要件の充足可否の判断に当たっては、減失(全壊)戸数ではなく、公費解体による「みなし全壊」も減失戸数として算定するよう、運用を見直す必要がある。

よって、国におかれては、度重なる災害に見舞われている被災地の現状を踏まえ、災害公営住宅の建設等に対し、最大限の措置を講じられるよう強く要望する。

議案「学校施設における防災対策へのさらなる支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者 金沢市議会議員 正 森 敏 明 IJ 稲 端 浩 荒 博 文 IJ 木 II 中 Ш 俊 小間井 大 祐 IJ 前 誠 代 広 田 美 IJ 盛 野 熊 夫 沢 広 下 伸 IJ IJ 森 慨 洋

.....

議会議案第33号

学校施設における防災対策へのさらなる支援を求める意見書

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、小中学校の多くが 災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも 非常に重要な役割を担っており、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨で も多くの体育館が避難所として利用されている。

国は、令和2年に「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を策定し、学校施設の改築・大規模改造等を対象とする学校施設環境改善交付金を地方自治体に交付するなど、学校施設における防災対策に取り組んでおり、令和5年度からは体育館の空調整備の補助率を3分の1から2分の1に引き上げるなど、さらなる対策を講じている。

しかし、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっていることから、小中学校の体育館への空調(冷房)設備設置率は令和6年9月1日現在で18.9%にとどまっており、断熱性能を確保した上での空調設備の早急な整備が不可欠となっている。加えて、誰もが安心できる避難所の確保に当たっては、バリアフリー化及びトイレの洋式化の推進を含めた学校施設の防災機能の強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、国におかれては、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」終了後も学校施設の防災対策関連予算を継続的・安定的に確保するとともに、学校施設環境改善交付金について、交付対象の拡大や補助率の引上げを行うなど、学校施設の防災対策に対する支援の強化を図られるよう、強く要望する。

議案「有機フッ素化合物 (PFAS) 対策の推進を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提	出者				
	金沢市議会議員	野	本	正	人
	IJ	森		_	敏
	IJ	稲	端	明	浩
	IJ	荒	木	博	文
	IJ	中	Jİ	俊	_
	IJ	小間井		大	祐
	IJ	前		誠	_
	IJ	広	田	美	代
	IJ	熊	野	盛	夫
	IJ	下	沢	広	伸
	IJ	粟	森		慨
	IJ	久	保	洋	子

議会議案第34号

有機フッ素化合物(PFAS)対策の推進を求める意見書

有機フッ素化合物(PFAS)の一つであるPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)やPFOA(ペルフルオロオクタン酸)については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象物質とされている。また、昨年12月、世界保健機構の国際がん研究機関は、PFOAの発がん性分類を「可能性がある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOSは「可能性がある」としており、その有害性を指摘している。我が国においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規制対象となっており、令和2年、水道水については水質管理目標設定項目として暫定目標値50 ng/Lを設定した。

本年11月29日、環境省と国土交通省が全国の水道水に含まれるPFOS及びPFOAの調査結果を公表し、令和2年度以降令和5年度までに全国の14水道事業から国の暫定目標値を超えて検出されたことが報告されている。現在のところ、これらの水道事業では、対策の効果で暫定目標値内への減少が報告されているが、4月に米国が公表したPFOS及びPFOAの規制値4ng/Lと比較し、我が国の暫定目標値は極めて高い値となっている。暫定目標値については、国際的知見に基づく厳格な指標を設定することが国民の健康、安全、安心の観点から極めて重要である。

よって、国におかれては、PFAS対策の推進として、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 PFASの毒性及び健康への影響について、引き続き知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに明らかにし、情報提供すること。また、健康への影響等が懸念される場合には、その対策等も併せて検討し、必要な支援を行うこと。
- 2 国際的な知見や国際的指標に基づく P F O S 及び P F O A の暫定目標値の早 急な見直し及び水質基準項目への追加を行うこと。
- 3 PFOS及びPFOAの汚染状況を広く把握し、当該地域の汚染原因を早急 に究明すること。
 - ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。